

(改 正 案)	(現 行)
<p data-bbox="439 252 824 284">指定入院医療機関運営ガイドライン</p> <p data-bbox="546 352 719 384">目 次</p> <p data-bbox="161 496 313 528">1～3 (略)</p> <p data-bbox="161 639 546 671">4. 入院対象者に関する留意事項等</p> <p data-bbox="174 687 409 719">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="174 735 640 767">(5) 入院処遇の改善に向けた取組への参画</p> <p data-bbox="174 783 409 815">(6)、(7) (略)</p> <p data-bbox="161 927 313 959">5、6 (略)</p>	<p data-bbox="1429 252 1814 284">指定入院医療機関運営ガイドライン</p> <p data-bbox="1536 352 1709 384">目 次</p> <p data-bbox="1137 496 1290 528">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1137 639 1523 671">4. 入院対象者に関する留意事項等</p> <p data-bbox="1151 687 1386 719">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1151 735 1639 767">(5) 入院処遇の改善に向けた取組みへの参画</p> <p data-bbox="1151 783 1386 815">(6)、(7) (略)</p> <p data-bbox="1137 927 1290 959">5、6 (略)</p>

<p>1. はじめに</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本ガイドラインの目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本ガイドラインは、指定入院医療機関が入院処遇ガイドラインを基本に入院処遇を行うことにより、本法第2条第3項の対象者の社会復帰に向けた<u>取組</u>の一翼を担う上で、指定入院医療機関の管理運営が本法の目的に沿って適切かつ円滑に行われるために、指定入院医療機関の管理職員、事務職員等が事務手続などを行う際に留意すべき事項等を定めるものである。</li> </ul> <p>2 (略)</p> <p>3. 主な事務の流れ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入院から退院の許可の申立てまで</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④退院の許可又は入院継続の確認の申立てに係る審判上の権利義務関係（管理者）</p> <p>&lt;本法上の権利義務関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> </ul> <p>○ 抗告、抗告の取下げ、再抗告等（本法第64条第1項、第65条、第70条第1項）</p> <p>指定入院医療機関の管理者は、入院対象者についての退院許可決定等に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認を理由とする場合に限り、2週間以内に、抗告をすることができる。抗告は、抗告審の終局決定があるまで、<u>取下げ</u>することができる。（なお、本法第64条第1項によれば、「処分の著しい不当」を理由とする抗告がありうることになるが、指定入院医療機関の管理者が関係する処遇に関する決定（退院、入院継続確認、処遇終了）においては、いずれも「重大な事実の誤認」が問題となるのであって、「処分の著しい不当」が問題となる余地はない。）</p>	<p>1. はじめに</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本ガイドラインの目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本ガイドラインは、指定入院医療機関が入院処遇ガイドラインを基本に入院処遇を行うことにより、本法第2条第3項の対象者の社会復帰に向けた<u>取組み</u>の一翼を担う上で、指定入院医療機関の管理運営が本法の目的に沿って適切かつ円滑に行われるために、指定入院医療機関の管理職員、事務職員等が事務手続などを行う際に留意すべき事項等を定めるものである。</li> </ul> <p>2 (略)</p> <p>3. 主な事務の流れ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入院から退院の許可の申立てまで</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④退院の許可又は入院継続の確認の申立てに係る審判上の権利義務関係（管理者）</p> <p>&lt;本法上の権利義務関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> </ul> <p>○ 抗告、抗告の取下げ、再抗告等（本法第64条第1項、第65条、第70条第1項）</p> <p>指定入院医療機関の管理者は、入院対象者についての退院許可決定等に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認を理由とする場合に限り、2週間以内に、抗告をすることができる。抗告は、抗告審の終局決定があるまで、<u>取り下げる</u>ことができる。（なお、本法第64条第1項によれば、「処分の著しい不当」を理由とする抗告がありうることになるが、指定入院医療機関の管理者が関係する処遇に関する決定（退院、入院継続確認、処遇終了）においては、いずれも「重大な事実の誤認」が問題となるのであって、「処分の著しい不当」が問題となる余地はない。）</p>
---	--

指定入院医療機関の管理者は、憲法違反・憲法解釈の誤り・判例との相反を理由とする場合に限り、抗告裁判所の決定に対し、2週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。（再抗告）

なお、抗告・再抗告は、執行を停止する効力を有しないが、原裁判所又は（再）抗告裁判所の決定により執行を停止することができる。（本法第69条、第70条第2項）

そこで、指定入院医療機関の管理者は

① 入院継続の確認の申立てをしたが、退院許可決定が言い渡された場合又は

② 入院対象者等から退院の許可の申立て又は処遇の終了の申立てがあり、退院許可決定又は処遇終了決定が言い渡された場合

であって、これらの決定を不服として抗告をするときは、併せて、裁判所に対し、原決定（退院許可決定、処遇終了決定）の執行を停止する決定をするよう申し出てこれが認められれば、当該入院対象者を引き続き入院させ続けることができることから、このような申出を行う必要性の有無についても検討する必要がある。

○ （略）

<最規上の権利義務関係>

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ 入院対象者等による退院の許可等の申立てが取下げられた事実の通知  
（最規第102条第2項）

(3) （略）

(4) その他の主な事務

①、② （略）

指定入院医療機関の管理者は、憲法違反・憲法解釈の誤り・判例との相反を理由とする場合に限り、抗告裁判所の決定に対し、2週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。（再抗告）

なお、抗告・再抗告は、執行を停止する効力を有しないが、原裁判所又は（再）抗告裁判所の決定により執行を停止することができる。（本法第69条、第70条第2項）

そこで、指定入院医療機関の管理者は

② 入院継続の確認の申立てをしたが、退院許可決定が言い渡された場合又は

② 入院対象者等から退院の許可の申立て又は処遇の終了の申立てがあり、退院許可決定又は処遇終了決定が言い渡された場合

であって、これらの決定を不服として抗告をするときは、併せて、裁判所に対し、原決定（退院許可決定、処遇終了決定）の執行を停止する決定をするよう申し出てこれが認められれば、当該入院対象者を引き続き入院させ続けることができることから、このような申出を行う必要性の有無についても検討する必要がある。

○ （略）

<最規上の権利義務関係>

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ 入院対象者等による退院の許可等の申立てが取り下げられた事実の通知  
（最規第102条第2項）

(3) （略）

(4) その他の主な事務

①、② （略）

<p>③対象者等による退院の許可等の申立て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> </ul> <p>&lt;本法上の権利義務関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ 抗告、抗告の取下げ、再抗告等（本法第64条第2項、第65条、第70条第1項） 対象者等は、入院継続確認決定、対象者等の退院の許可又は処遇の終了の申立てを棄却する決定等に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、又は重大な事実誤認を理由とする場合に限り、2週間以内に、抗告をすることができる。抗告は、抗告審の終局決定があるまで、<b>取下げ</b>ることができる。 対象者等は、憲法違反・憲法解釈の誤り・判例との相反を理由とする場合に限り、抗告裁判所の決定に対し、2週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。（再抗告。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。） なお、抗告・再抗告は、執行を停止する効力を有しないが、原裁判所又は（再）抗告裁判所の決定により執行を停止することができる。 (本法第69条、第70条第2項)</li> </ul> <p>&lt;最規上の権利義務関係&gt;</p> <p>(略)</p> <p>④、⑤ (略)</p> <p><b>4. 入院中の対象者に関する留意事項等</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 入院処遇の改善に向けた取組みへの参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本法における評価及び処遇・治療の効果を客観的に検証し、<b>改訂版共通評価項目</b>を含め、定期的な入院処遇ガイドラインの見直しに反映させるため、指定入院医療機関は、定められる様式以外にも、協力して評価・診察に関する様式や評価項目・方法に関し可能な範囲で統一を図り、厚生労働省等から求めがあった場合に</li> </ul>	<p>③対象者等による退院の許可等の申立て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> </ul> <p>&lt;本法上の権利義務関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ 抗告、抗告の取下げ、再抗告等（本法第64条第2項、第65条、第70条第1項） 対象者等は、入院継続確認決定、対象者等の退院の許可又は処遇の終了の申立てを棄却する決定等に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、又は重大な事実誤認を理由とする場合に限り、2週間以内に、抗告をすることができる。抗告は、抗告審の終局決定があるまで、<b>取り下げ</b>ることができる。 対象者等は、憲法違反・憲法解釈の誤り・判例との相反を理由とする場合に限り、抗告裁判所の決定に対し、2週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。（再抗告。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。） なお、抗告・再抗告は、執行を停止する効力を有しないが、原裁判所又は（再）抗告裁判所の決定により執行を停止することができる。 (本法第69条、第70条第2項)</li> </ul> <p>&lt;最規上の権利義務関係&gt;</p> <p>(略)</p> <p>④、⑤ (略)</p> <p><b>4. 入院中の対象者に関する留意事項等</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 入院処遇の改善に向けた取組みへの参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本法における評価及び処遇・治療の効果を客観的に検証し、<b>共通評価項目</b>を含め、定期的な入院処遇ガイドラインの見直しに反映させるため、指定入院医療機関は、定められる様式以外にも、協力して評価・診察に関する様式や評価項目・方法に関し可能な範囲で統一を図り、厚生労働省等から求めがあった場合には、必要な情報</li> </ul>
---	--

は、必要な情報を提供するほか、入院処遇の改善に向けた取組へ参画する。  
(6)、(7) (略)

#### 5. 地域連携体制の確保

(1) 通常時における地元自治体、関係機関等との連携

① 地元自治体との連携

○ (略)

○ 本法に基づき指定入院医療機関において行う医療に対する地域住民の理解を得るため、必要に応じ、地域住民に対して制度の仕組み等について説明を行うとともに、地元自治体等と協議の上、入院対象者の数、年齢構成、病名等に関する情報について、定期的に提供する仕組みを設ける。ただし、入院対象者の個人情報については、特に慎重に取扱わなければならないことに留意し、個人が特定される情報については、開示しない。

② (略)

(2) (略)

6 (略)

を提供するほか、入院処遇の改善に向けた取組へ参画する。  
(6)、(7) (略)

#### 5. 地域連携体制の確保

(1) 通常時における地元自治体、関係機関等との連携

① 地元自治体との連携

○ (略)

○ 本法に基づき指定入院医療機関において行う医療に対する地域住民の理解を得るため、必要に応じ、地域住民に対して制度の仕組み等について説明を行うとともに、地元自治体等と協議の上、入院対象者の数、年齢構成、病名等に関する情報について、定期的に提供する仕組みを設ける。ただし、入院対象者の個人情報については、特に慎重に取り扱わなければならないことに留意し、個人が特定される情報については、開示しない。

② (略)

(2) (略)

6 (略)